

へいせい ねんどだい かい  
平成22年度第1回

さっぽろし しょう ふくし しさく かか けいかくさくていかいぎ  
札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議

かい ぎ ろく  
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち すい ごご じ ぶんかいかい  
日時 : 平成22年12月22日(水)午後6時30分開会

ばしょ : さっぽろし やくしょ 3 かい なんとう かいぎしつ  
場所 : 札幌市役所 3階 南東会議室

## 1. 開 会

事務局(天田 障がい福祉課長) 本日はお忙しい中、また、夜間、足元の悪い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第1回札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議を開催させていただきます。

私は、札幌市障がい福祉課長の天田でございます。本日の会議において、議長を後ほど選出させていただきますが、議長が決まるまで暫定的に司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、このたびは、委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。委員の委嘱状につきましては、本来であれば上田札幌市長から直接お渡しさせていただくところでございますが、本日ににつきましては大変簡略化して机上配付とさせていただきますので、ご確認をいただきたいと思っております。どうかご了承いただければと思っております。

まず初めに、お配りした資料を確認させていただきます。お手元にクリップどめのもの、それから非常に厚い資料とございますが、順番に確認をさせていただきます。

一番上に、本日の会議の次第がございます。続きまして、座席表でございます。続きまして、今回委員にお願いをいたしました方々の委員名簿でございます。その次に、配付資料一覧をごらんいただきたいと思っております。右側に資料番号をつけさせていただいておりますが、まず一つ目は、資料1、札幌市障害者保健福祉計画の改定及び札幌市障がい福祉計画第3期策定について、A3判の資料でございます。続きまして、資料2でございますが、障害者保健福祉計画・障がい福祉計画の改定スケジュール等、これもA3判1枚でございます。続きまして、資料3ですが、障害者保健福祉計画・障がい福祉計画の構成、A3判のものです。資料4といたしまして、札幌市障害者保健福祉計画・札幌市障がい福祉計画(第3期)検討資料です。これは、A4判のものでとじ込みをしておりますが、合計13ページになっております。

ここまでは、各委員にあらかじめお送りをさせていただいたものでございます。

この後は当日配付になりますが、資料5の札幌市の障がい施策に係る計画策定会議開催について(案)でございます。A4判縦のものです。続きまして、資料6、非常に長い名前ですが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要です。これは、後ほどご説明をさせていただきますが、俗称つなぎ法案と言われるもので、これがさきの臨時国会で成立した法律の概要でございます。これは、A4判横になっておりまして、合計11ページになっております。続きまして、参考資料でございますが、札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議の開催について、A4判縦です。続きまして、参考資料2ですが、札幌市障害者保健福祉計画、平成15年に策定したものです。冊子になってございます。A4判のもので、赤い表紙でハート型のものが二つございます。一つが概要版で、もう一つは本編、非常に厚いものです。この二つがご

ざいます。最後ですが、札幌市障がい福祉計画の第2期の計画書です。これも、参考資料3といたしまして、概要版と本編がありまして、平成21年4月に策定したものです。以上を今回配付させていただいております。よろしいでしょうか。

## 2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局(天田障がい福祉課長) それでは、開会に当たりまして、札幌市保健福祉局の村木障がい福祉担当部長からごあいさつを申し上げます。

村木障がい福祉担当部長 おばんでございます。障がい福祉担当部長の村木でございます。

皆様には、年末でお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

このたび、札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議の委員のご就任を「快く承諾」していただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから札幌市の障がい福祉施策の推進に多大なご支援、ご理解、ご協力をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

この会議は、札幌市の障がい福祉施策に関する計画の策定作業におきまして、さまざまなお意見をいただくために設置をさせていただきました。札幌市におきまして、障害者保健福祉計画及び障がい福祉計画の二つの計画を策定しておりますけれども、これらの計画を来年度中に改定いたしまして、平成24年度からスタートさせたいというふうに考えてございます。

現在、国におきましては、障がい者制度改革に向けて議論が進められております。さきの臨時国会では、障害者自立支援法に関する改正法案が可決されるなど、障がい福祉施策につきましては、めまぐるしく動いているところであります。今後におきましても、引き続き国の動きを注視してまいりたいと考えてございます。

最後になりますけれども、委員の皆様方におかれましては、長年障がい福祉に携わっておられる豊かなご経験に培われたご見識や障がい当事者としての思いなどを通じまして、札幌市の障がい福祉施策について貴重なご意見を賜りたいと考えております。

本日は、初めてですので、少し長丁場になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。失礼いたします。

## 会議の趣旨説明

事務局(天田障がい福祉課長) 以降の進行につきましては、着席して進めさせていただきます。どうかご了承いただきたく思います。

それでは、まず最初に、この会議の趣旨につきましてご説明をさせていただきます。

参考資料1として配付をさせていただきます札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議の開催についてをごらんいただきたく思います。

この会議ですが、先ほど村木部長からごあいさつもさせていただきましたように、札幌

市におきます障がい福祉に関する計画は二つございます。具体的には、障害者基本法に基づきます札幌市障害者保健福祉計画でございます。もう一つが、障害者自立支援法に基づきます札幌市障がい福祉計画です。この二つの計画につきまして、これから改定を行うこととなりますが、この策定作業におきまして、関係者から幅広いご意見をいただきながら進めていくために開催するものでございます。

会議の構成につきましては、障がい当事者の方、事業者の方、学識経験者等で構成させていただきます。札幌市には、附属機関でございます障害者施策推進協議会、地域自立支援協議会、さらには障がい者による政策提言サポーターなどのご参加をいただく協議会がございます。今回は、こういった中から就任をいただいた委員もいらっしゃいます。

会議の庶務につきましては、障がい福祉課でお手伝いをさせていただきたいと思っております。

その他詳細につきましては、後ほど議題の中で触れさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、本日の会議につきましては、おおむね2時間を予定してございまして、午後8時半を自途に終了したいと考えておりますので、進行にご協力をお願いしたいと思います。

### 3. 委員紹介

事務局(天田障がい福祉課長) 続きまして、今回就任いただき、お集まりいただきました各委員のご紹介をさせていただきます。

配付資料の3枚目に委員名簿がございますので、この委員名簿に沿いましてご紹介をさせていただきます。お名前と所属団体をご紹介させていただきますので、その場で簡単に自己紹介をしていただければありがたいと思っております。

まず、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香博文委員でございます。

浅香委員につきましては、本日は所用により欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、日本発達障害ネットワーク北海道会長の上田マリ子委員でございます。

上田委員 上田でございます。

私も日本発達障害ネットワークは、今から5年前に北海道自閉症協会、それから学生障がい者のための会クローバー、それからイーよのADHD、それとドンマイと言いまして高機能自閉症アスペルガー症候群の会、それと言葉の会の五つが、5年前に障がいは一つだということで、みんなで一緒にいるんなところに旅行しようということをつくった会でございます。私は、その中の北海道自閉症協会の会長をしております。

この日本発達障害ネットワークの中には、臨床心理とか感覚統合とか、北海道に全部あるあおいそら、おがる、きたのまちとかいろいろなところの発達障がい支援団体のセンターの職能団体も全部で20団体加盟しております。

どうぞよろしくお願いたします。

事務局(天田障がい福祉課長) 続きまして、札幌市視覚障害者福祉協会会長の佐川

後樹委員でございます。

佐川委員 佐川と申します。よろしく申し上げます。

事務局(天田 障 がい福祉課長) つづきまして、札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤義夫委員でございます。

佐藤委員 佐藤でございます。よろしく申し上げます。

私の組織は、家族に精神障がい者を持つ集まりでございます。現在、札幌市内で19家族会が集いまして、会員は500名弱という状況でございます。精神障がい者自体が高齢化になっているということで、当然、家族、親が主体なものですから高齢化がかなり進んでございまして、会員の減少が顕著であるところでございますが、いろいろな策を練りまして会員の増を図っていきたく思っているところでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

事務局(天田 障 がい福祉課長) つづきまして、札幌知的障害施設協会会長の芝木厚子委員でございます。

芝木委員 芝木でございます。よろしく申し上げます。

現在、札幌に知的障がいの施設は大体60カ所ありまして、その中の代表ですけれども、知的障がいの中にはいろいろな障がいがありまして、大体大ざっぱに知的障害で分けがされているのですけれども、中にはいろいろな障がいを持った方が入って、それが施設協会となりまして、その代表をしております。どうぞよろしく願いたいします。

事務局(天田 障 がい福祉課長) つづきまして、札幌市手をつなぐ育成会会長の廣岡博委員でございます。

廣岡委員 廣岡です。

手をつなぐ育成会は、知的障害者の保護者会であります。

今、札幌市に会員が大体1400名おります。そして、札幌市内に五つの出先、支部と申しますけれども、そういうものを設けて活動しております。どうぞよろしく願いたいします。

事務局(天田 障 がい福祉課長) つづきましては、札幌市精神障害回復者クラブ連合会会長の細川潮委員でございます。なお、細川委員につきましては、所用によりご欠席のご連絡をいただいております。

つづきまして、札幌学院大学人文学部准教授の松川敏道委員でございます。

松川委員 松川でございます。

現在、札幌市地域自立支援協議会の会長も仰せつかっています。この会議には、自立支援協議会の会長として出席をさせていただいております。

どうぞよろしく願いたいします。

事務局(天田 障 がい福祉課長) つづきまして、札幌みんなの会の松田靖子委員でございます。

松田委員 松田靖子です。よろしく申し上げます。

ことしの4月から政策提言サポーターの委員をやっています。よろしく申し上げます。

事務局(天田 障がい福祉課長) ありがとうございます。

続きまして、相談室あゆみ相談支援専門員の水谷 周 委員でございます。

水谷委員 相談室あゆみの水谷です。

相談室あゆみは、札幌市から委託されています相談支援事業所として、今、札幌市内に17カ所あります。相談室あゆみは、主に白石区を担当させていただいております。よろしくお願いたします。

事務局(天田 障がい福祉課長) 続きまして、札幌聴 力 障害者協会理事の宮内博子委員でございます。

宮内委員 正式な名称は、社団法人札幌聴 力 障害者協会です。きょうは、理事を代表して参りました宮内と申します。

今のところ、札幌市に住んでいます聴 力 障がい者が大体500人くらい加盟している団体です。よろしくお願いたします。

事務局(天田 障がい福祉課長) ありがとうございます。

続きまして、札幌市医師会理事の森一也委員でございます。

森委員につきましても、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

最後になりますが、札幌肢体不自由児者父母の会副会長の山内まゆみ委員でございます。

山内委員 おばんでございます。札幌肢体不自由児者父母の会副会長をしております山内です。

私たちの会は、肢体不自由の子どもを持つ親の会ということで昭和32年に発足しまして、親たちが何もないところからいろんなことを行政の皆さんに協力していただきながらいろいろ整備されてきたということを諸先輩から聞いております。

今、小規模作業所を直営でやっていますが、今、そこの方にも、今、自立支援法ということでは障がいの枠をとということでは冒の方、そして知的の方という形で、身体だけではない方が私たちの方にも目を向けてくださるという状況になっています。

きょうは、どうぞよろしくお願いたします。

事務局(天田 障がい福祉課長) ありがとうございます。

本会議につきましては、13名の委員の皆様にご就任をいただきまして、本日の会議は10名の方にご出席をいただいております。改めてお礼を申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、2時間、8時半を自途に終了というふうに先ほどお話をさせていただきましたが、松田委員につきましてはご都合により途中の退席もあり得るということ申し出ていただいておりますので、あらかじめご了承いただきます。

続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

改めまして、村木 障がい福祉担当部長でございます。

事務局(村木 障がい福祉担当部長) 改めまして、村木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局(天田 障がい福祉課長) 続きまして、障がい福祉課自立支援担当課長の小川でございます。

事務局(小川自立支援担当課長) 自立支援担当の小川でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(天田 障 がい福祉課長) つづきまして、事業計画担当係長で、本会議の事務局を担当させていただきます西田でございます。

事務局(西田事業計画担当係長) 西田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(天田 障 がい福祉課長) そのほか、本日は各係長も同席をさせておりますので、順次、自己紹介をさせていただきます。

事務局(木村就 労・相談支援担当係長) 就 労相談担当係長をしております木村と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(松本事業管理係長) 事業管理係長をしております松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(安田給付管理係長) どうもいつもお世話になっております。障 がい福祉課給付管理係長の安田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(長船運営指導係長) 運営指導の係長をやっています長船と申します。よろしくお願いいたします。

事務局(今在宅福祉係長) 在宅福祉係長をしております今と申します。よろしくお願いたします。

事務局(天田 障 がい福祉課長) 自己紹介までで25分ほど経過してしまいまして、申しわけございません。

それでは、早速、本題に入っていきたいと思ひます。

#### 4. 議長選出

事務局(天田 障 がい福祉課長) まず、本日は初めての会議となりますので、議長の選出を行いたいと思ひます。

選出につきましては、本会議の要綱、先ほどの参考資料1でございますが、この中の第4項に「会議の議長は、構成員の互選により決定する」とさせていただいてございます。

議長の選出につきましては、自薦または他薦をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。

佐川委員 事務局案があるかと思ひますので、一任をしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

事務局(天田 障 がい福祉課長) ありがとうございます。

ほかに自薦、他薦はございませんでしょうか。

それでは、佐川委員から事務局案の提示ということでご意見ございましたので、事務局から推薦をさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

事務局(天田 障 がい福祉課長) では、事務局といたしましては、札幌市におけます地域

自立支援協議会の会長としても精力的に活動をしていただいております。今回、学識経験者という立場でご参加をいただいております札幌学院大学人文学部の准教授でいらっしゃいます松川委員に議長をご推薦させていただきたいと思っております。

いかかでございますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

事務局(天田障がい福祉課長) ありがとうございます。異議なしということでございますので、松川委員、いかかでしょうか。

松川委員 お引き受けいたします。

事務局(天田障がい福祉課長) ありがとうございます。

それでは、松川委員には、正面に議長席をご用意させていただいておりますので、こちらにお移りいただきたいと思っております。よろしく願います。

[松川議長は所定の席に着く]

事務局(天田障がい福祉課長) それでは、今後の進行につきましては、松川議長にお願いしたいと存じます。

松川議長には、早速で恐縮でございますが、一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく願います。

松川議長 改めまして、松川です。

平成23年度までに計画を策定していくということで、非常に重要な会議だというふうに思っております。先ほどからもありましたように、ぜひ皆さん方からのご意見をいただいて、よりよい計画策定に寄与できるように、皆様方のご協力をいただいて進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

まず、会議の進め方について確認をいたします。ご発言の際には、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話しさせていただきたいと思っております。

また、発言の中でわからない言葉などがありましたら、遠慮なく言っていただきたいと思います。手を挙げるなどしてお知らせいただくとよいかと思っております。

この件につきまして、何かご意見ありますでしょうか。

松田委員 皆さんにお願いがあるのですが、私たち障がい者の人たちは、きょう持ってきまして、見たことあるとは思いますが、こういう3枚のカードを作りました。私は今、この委員と障がい者による政策提言サポーター制度の委員をやっているということで、札幌みんなの会の協力してくれる職員がつくってくれました。それで、わからないときに、耳の聞こえない人もいますので、こういうカードを提示して意見を言ってもよろしいでしょうか。

松川議長 今、松田委員からご提言がありましたように、そういうカードを使って会議に参加していくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

事務局(天田障がい福祉課長) 事務局といたしましても了解いたします。

松田委員 では、そうさせていただきます。

つづきまして、議長代理をあらかじめ決定しておきたいと思ひます。

議長代理につきましては、要綱上の直接の規定はございませんけれども、第6条の会議の運営に関する事項その他必要な事項ということで決めておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川議長 特に異議がなければ、そのようにしていきたいと思ひます。

それでは、議長代理につきましては、本日は欠席されておりますけれども、後日ご本人からご承諾をいただくことを条件として、札幌市身体障害者福祉協会の会長で、札幌市障害者施策推進協議会の副会長も務めております浅香委員を推薦したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川議長 ありがとうございます。

それでは、議長代理につきましては浅香委員にご就任いただくということで、後日事務局の方でご本人にご確認いただきたいと思います。よろしく願ひいたします。

## 5. 議 事

松川議長 それでは、議題の方に入っていきます。次第に沿って進めていきます。

まず、第1番目の会議の公開、非公開の取り扱いについて、事務局の方から説明を願ひいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の西田と申します。

この件につきまして、私からご説明を申し上げます。

資料5をごらんいただきたいと思います。

本日は第1回目の会議でございまして、一般の方の傍聴は認めてはおりませんが、今後におきまして一般の方の傍聴の可否、会議録の公開の可否などにつきましてご審議いただきたいと思います。

事務局といたしましては、資料5に案として記載をさせていただきましたけれども、ほかの類似する協議会などと同様に、会議を公開して行うことが望ましいのではないかと考えております。したがって、本日の会議につきましては、後日、会議録を公開いたしまして、次回以降の会議につきましては、一般の方の傍聴を認めた上で、後日、会議録も公開するという取り扱いが妥当ではないかと考えております。

なお、一般の方の傍聴につきましては、会場の広さなどの都合もありますが、介助者を含む10名程度の方を事前申し込み制で認めることにしたいと考えております。申し込み多数の場合は抽せん決めていきたいと考えております。

また、会議の開催案内につきましては、札幌市役所公式ホームページにおいて情報提供することを想定しております。

以上でございます。

松川議長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、会議の公開、非公開の取り扱いについては、事務局の提案のとおりにいたします。

続きまして、次の議題に入りたいと思います。

2番目の障害者保健福祉計画等の改定についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 資料の方は、A3判の資料1と書いたものをごらんください。

冒頭、天田の方からもご説明をいたしました。現在、札幌市の障がい福祉に関する計画といたしまして、資料の左側に書いてございますけれども、一つ目が札幌市障害者保健福祉計画でございます。二つ目が札幌市障がい計画第2期でございます。

まず、1番目の障害者計画の方につきましては、計画期間は15年度から24年度までの10年間となっております。障害者基本法に基づき策定するものでございまして、計画の構成といたしましては、国で定めております障害者基本計画に準拠してつくっているものでございます。

二つ目の障がい福祉計画第2期につきましては、計画期間は21年度から23年度の3年間としてございます。これは、障害者自立支援法に基づき策定するもので、その他、国の策定の指針あるいは北海道とも調整しながら障がい福祉サービスについて、そのサービス見込量などを定めるものでございます。

続きまして、資料の右側の方になりますけれども、計画の改定に当たりまして、計画の改定時期についてご説明をします。

資料の左下の図もあわせてごらんいただければと思いますけれども、今回、この二つの計画をこれまではそれぞれ定めておりましたが、今回の改定におきましては二つの計画を一体的なものとして改定することを想定しております。その計画の期間ですけれども、左下の図をごらんください。

上が現行計画、下が改定案でございますが、23年度と24年度の部分は網かけをしておるのですが、障害者保健福祉計画の方は10年計画で24年度までの計画となっておりますが、障がい福祉計画は23年度までの計画となっておりますので、改定案としまして、障害者保健福祉計画の方を1年前倒しして23年度までとして、24年度から二つの計画をスタートさせるというふうに考えております。

また、あわせまして、障害者保健福祉計画の方を「障害」の「害」の字が漢字となっておりますけれども、その字を新しい計画では平仮名の表記に変更したいと考えております。

また、計画期間といたしまして、障がい福祉計画は国の策定方針で、恐らくは、また3年間と定めることと想定をしておりますけれども、この3年間の計画にあわせまして、

これまで10年計画でありました障害者保健福祉計画につきましては3の倍数の6年間の計画としまして、計画の見直しの時期をあわせまして両者の関連性を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、改定の方向性につきましては、現在、国において進められております障がい者制度改革がございまして、障害者基本法の改正が平成23年中、あるいは24年中には国の障害者基本計画の策定がそれぞれ予定されていると聞いております。このため、今回の計画の改定におきましては、現在策定している計画の構成、内容などを基本に新たな課題を盛り込んだものとするを想定しております。国の制度改革の内容が明らかになった段階におきましては、計画との整合性を確認しまして、必要に応じて見直しなどを行っていくというふうにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

松川議長 ただいまの説明について何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 スケジュール等についての確認かと思っておりますので、特になければこれによるしいということにしたいと思います。

では、次の議題に入りたいと思います。

3番目の計画改定スケジュールについて、事務局からお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 私の方から説明をさせていただきます。

資料は同じくA3判の資料で、資料2と書いてあるものの左側をごらんいただきたいと思います。

まず、今年度、22年度につきましては、11月8日から11月30日までの期間で、障がい児・者実態等調査というアンケート調査を行ったところでございます。

アンケート調査の回収率につきまして、速報値ですけれども、情報提供をさせていただきたいと思っております。

まず、18歳以上の障がい者を対象としたアンケート調査の回収率につきましては、48.5%となっております。前回、平成19年度に実施したときは48.3%でしたので、0.2ポイントふえた状況になってございます。同じく、障がい児のアンケート調査につきましては、22年度は49.9%の回収率となっております。前は44.9%でしたので5ポイントほど上がっております。両者を合わせますと48.7%となりまして、前回に比べますと1.3ポイント増となっております。また、札幌市に住民登録をしております市民を対象としたアンケート調査では、今年度の回収率は46.1%となっております。前回の調査に比べますと7.5ポイントアップという結果になっております。いずれも速報値ですので、今後、精査をしていく中で変更が生じる可能性がございます。

また、今年度、23年3月までには計画の骨子を作成したいと考えております。

来年度、23年度につきましては、具体的な計画の肉づけ作業に入っております。6月から9月を目途に、障がい者団体あるいは市民との意見交換あるいは懇話会を開催し

たい<sup>かんが</sup>と考えております。また、松田<sup>まつだ</sup>委員にもご就任<sup>しゅうにん</sup>していただいております。政策<sup>せいさく</sup>提言<sup>ていげん</sup>サポーター<sup>せいど</sup>制度<sup>かっしょう</sup>を活用<sup>かっしょう</sup>しまして、広く<sup>ひろ</sup>意見<sup>いけん</sup>を聴取<sup>ちやうしゆ</sup>することも想定<sup>そうてい</sup>しております。また、ホームページ<sup>いけん</sup>によって意見<sup>いけん</sup>をする募集<sup>ぼしゆ</sup>することも考えて<sup>かんが</sup>おりまして、なるべく幅<sup>はば</sup>広く<sup>ひろ</sup>ご意見<sup>いけん</sup>を聞ける<sup>き</sup>ようにしたいと<sup>かんが</sup>考えています。

1月<sup>がつ</sup>には、市役所<sup>しやくしょ</sup>内の<sup>しやくしょ</sup>庁内<sup>ちやうない</sup>会議<sup>かいぎ</sup>といたしまして、最終<sup>さいしゆ</sup>的には市長<sup>しちやう</sup>副市長<sup>ふくしちやう</sup>会議<sup>かいぎ</sup>という<sup>けつてい</sup>もので決定<sup>けつてい</sup>をするというふう<sup>けつてい</sup>になっております。

12月<sup>がつ</sup>には素案<sup>そあん</sup>を公表<sup>こうひやう</sup>いたしまして、パブリック<sup>ふ</sup>コメント<sup>かんが</sup>に付<sup>ふ</sup>したいと<sup>かんが</sup>考えております。

これらを踏<sup>ふ</sup>まえまして、3月<sup>がつ</sup>を自<sup>めど</sup>途<sup>けい</sup>に計画<sup>けいかく</sup>を公表<sup>こうひやう</sup>し、平成<sup>へいせい</sup>24年<sup>ねん</sup>4月<sup>がつ</sup>から計画<sup>けいかく</sup>がスタート<sup>けいかく</sup>ということ<sup>そうてい</sup>を想定<sup>そうてい</sup>しております。

この計画<sup>けいかく</sup>策定<sup>さくてい</sup>会議<sup>かいぎ</sup>につきましては、今年<sup>こんねん</sup>度<sup>ど</sup>、22年<sup>ねん</sup>度<sup>ど</sup>に最低<sup>さいてい</sup>でもあと1回<sup>かい</sup>は開催<sup>かいさい</sup>したいと<sup>かんが</sup>考えております。

また、23年<sup>ねん</sup>度<sup>ど</sup>につきましては、4月<sup>がつ</sup>から10月<sup>がつ</sup>までの間<sup>あいだ</sup>で3回<sup>かい</sup>程度<sup>ちやうど</sup>開催<sup>かいさい</sup>をさせていただ<sup>か</sup>きまして、具体的<sup>くたいてき</sup>な計画<sup>けいかく</sup>の肉<sup>にく</sup>づけ作業<sup>さぎやう</sup>をや<sup>かんが</sup>っていきたいと<sup>かんが</sup>考えております。ご協力<sup>きやうりよく</sup>をお願<sup>ねが</sup>いしたいと思<sup>おも</sup>います。以上<sup>いじやう</sup>でございます。

松川<sup>まつかわ</sup>議長<sup>ぎちやう</sup> たいだいまの事務局<sup>じむきよく</sup>からの説明<sup>せつめい</sup>について、ご質問<sup>しつもん</sup>、ご意見<sup>いけん</sup>があればお願<sup>ねが</sup>いいた<sup>かんが</sup>します。

上田<sup>うへだ</sup>委員<sup>いん</sup> 平成<sup>へいせい</sup>22年<sup>ねん</sup>度<sup>ど</sup>にアトランダム<sup>き</sup>でアンケート<sup>しゆけい</sup>が来<sup>き</sup>ましたけれども、この集計<sup>しゆけい</sup>はもうでき<sup>き</sup>ていて公表<sup>こうひやう</sup>できる<sup>き</sup>ようになって<sup>き</sup>いるのでしょうか。

もう一<sup>ひと</sup>つは、平成<sup>へいせい</sup>23年<sup>ねん</sup>度<sup>ど</sup>に市民<sup>しみん</sup>懇話<sup>こんわ</sup>会<sup>かい</sup>を2回<sup>かい</sup>と書いて<sup>か</sup>いております。実は<sup>じつ</sup>は、地域<sup>ちいき</sup>移行<sup>いこう</sup>するに当<sup>あ</sup>たりまして知的<sup>ちてき</sup>障<sup>しょう</sup>がい<sup>しやう</sup>の部分<sup>ぶぶん</sup>でケア<sup>せい</sup>ホーム<sup>かっ</sup>で生活<sup>せいかつ</sup>する人<sup>ひと</sup>がふえ<sup>ふ</sup>たのですが、細<sup>こま</sup>かいことを言<sup>い</sup>いますと、周囲<sup>しゆい</sup>の反対<sup>はんたい</sup>が結構<sup>けつこう</sup>ござ<sup>か</sup>います。そこで、札幌<sup>さっぽろ</sup>市<sup>し</sup>は10区<sup>く</sup>ござ<sup>か</sup>いますので、これを2区<sup>く</sup>で一<sup>ひと</sup>つとすると五<sup>いつ</sup>つになり<sup>か</sup>ますね。この懇話<sup>こんわ</sup>会<sup>かい</sup>を2回<sup>かい</sup>ではなくて全<sup>ぜん</sup>域<sup>いき</sup>で行<sup>おこな</sup>うようにして、も<sup>り</sup>っと理解<sup>りかい</sup>、啓<sup>けい</sup>発<sup>はつ</sup>に札幌<sup>さっぽろ</sup>市<sup>し</sup>として取<sup>と</sup>り組<sup>く</sup>んでいただ<sup>か</sup>きたいのです。どこの区<sup>く</sup>で反対<sup>はんたい</sup>があ<sup>あ</sup>ったというこ<sup>こ</sup>は個人<sup>こじん</sup>情<sup>じやう</sup>報<sup>ほう</sup>ですから申<sup>もう</sup>し上<sup>あ</sup>げられ<sup>か</sup>ませんが、障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しや</sup>は山<sup>やま</sup>の奥<sup>おく</sup>に住<sup>す</sup>めとか、いまだにそ<sup>い</sup>ういうふう<sup>かた</sup>に言<sup>い</sup>う方<sup>かた</sup>が実<sup>じつ</sup>は非<sup>ひ</sup>常<sup>じやう</sup>にいら<sup>い</sup>っしゃ<sup>い</sup>います。2回<sup>かい</sup>ではち<sup>すく</sup>っと少<sup>すく</sup>ないですし、やはり西<sup>にし</sup>、手<sup>て</sup>稲<sup>いね</sup>とか中<sup>ちゆう</sup>央<sup>おう</sup>区<sup>く</sup>、南<sup>みな</sup>区<sup>く</sup>、いろい<sup>ろ</sup>ろなところ<sup>ところ</sup>がござ<sup>か</sup>いますから、ふ<sup>ふ</sup>たつを一<sup>ひと</sup>つにして5回<sup>かい</sup>行<sup>おこな</sup>っていただ<sup>か</sup>きたいのです。2回<sup>かい</sup>ではなくて、あとプ<sup>か</sup>ラス3回<sup>かい</sup>でや<sup>か</sup>っていただ<sup>か</sup>けるとあ<sup>あ</sup>りがたいと思<sup>おも</sup>います。

松川<sup>まつかわ</sup>議長<sup>ぎちやう</sup> 今<sup>いま</sup>の上田<sup>うへだ</sup>委員<sup>いん</sup>の意見<sup>いけん</sup>について、よろしくお願<sup>ねが</sup>いします。

事務局<sup>じむきよく</sup>（西田<sup>にしだ</sup>事業<sup>じぎやう</sup>計画<sup>けいかく</sup>担当<sup>たんとう</sup>係<sup>か</sup>長<sup>ちやう</sup>） ま<sup>ま</sup>ず、1点<sup>てん</sup>目<sup>め</sup>のアンケート<sup>しゆけい</sup>の集計<sup>しゆけい</sup>でござ<sup>か</sup>いますけれども、たいだいま、順<sup>じゆん</sup>次<sup>じ</sup>、集計<sup>しゆけい</sup>作<sup>さ</sup>業<sup>ぎやう</sup>を行<sup>おこな</sup>っております。めどとし<sup>めど</sup>ましては3月<sup>がつ</sup>までに集計<sup>しゆけい</sup>、解<sup>かい</sup>析<sup>せき</sup>作<sup>さ</sup>業<sup>ぎやう</sup>を行<sup>おこな</sup>いまして、3月<sup>がつ</sup>下旬<sup>しゆん</sup>あるいは4月<sup>がつ</sup>には報<sup>ほう</sup>告<sup>こく</sup>書<sup>しょ</sup>として皆<sup>みな</sup>さんにお配<sup>くば</sup>りできるよ<sup>よ</sup>うな形<sup>かたち</sup>で集計<sup>しゆけい</sup>結<sup>けつ</sup>果<sup>か</sup>をま<sup>ま</sup>とめてま<sup>ま</sup>いり<sup>か</sup>たいと<sup>かんが</sup>考えています。

続<sup>つづ</sup>きまして、市民<sup>しみん</sup>懇話<sup>こんわ</sup>会<sup>かい</sup>の回<sup>かい</sup>数<sup>すう</sup>でござ<sup>か</sup>いますが、回<sup>かい</sup>数<sup>すう</sup>が多<sup>おほ</sup>いに越<sup>こ</sup>したこ<sup>こ</sup>はな<sup>な</sup>いと思<sup>おも</sup>つてお<sup>お</sup>ります。2回<sup>かい</sup>ではなく5回<sup>かい</sup>というご提<sup>てい</sup>案<sup>あん</sup>は、理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>促<sup>そく</sup>進<sup>しん</sup>を函<sup>はか</sup>るとい<sup>い</sup>みでも重<sup>じゆう</sup>要<sup>やう</sup>なものであ<sup>あ</sup>ると<sup>かんが</sup>考えてお<sup>お</sup>ります。回<sup>かい</sup>数<sup>すう</sup>や開<sup>かい</sup>催<sup>さい</sup>方<sup>ほう</sup>法<sup>ほう</sup>につ<sup>つ</sup>きま<sup>ま</sup>しては、次<sup>じ</sup>回<sup>かい</sup>の会<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>以<sup>い</sup>降<sup>かう</sup>にまた

ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

松川議長 次回の会議の中で提案をして、少し議論をしたいということでございます。重要な意見であったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

松田委員 平成23年度の6月から9月にホームページによる意見募集と書いてあるのですが、私たちはホームページを見られません。団体とかに入っていれば、支援者の方からこういうことがあるよと教えてもらえるのですが、施設とかそういうところに入っている人は全然わからないままきている人もいますので、手紙とか何かそういうふうにしてほしいのですが。

松川議長 今の松田委員の意見、要望について、事務局ではいかがでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） 確かに、ホームページにアクセスが難しい方はいらっしゃると思いますので、市民意見の聴取方法につきまして、先ほどの懇話会とあわせて、また次回の会議で具体的に相談させていただきたいと思っておりますけれども、文書や手紙などでやりとりをする方法も十分考えられると思いますので、検討していきたいと思っております。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

それでは、3番目の議題については、今、二つの要望、意見がありました。市民懇話会の持ち方、意見募集の持ち方、この2点については、次回の会議で改めて議論をしていきたいと思っております。

それでは、4番目の議題に入っていきます。

計画策定体制について、事務局からお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 同じく、A3判の資料2の右側をごらんいただきたいと思っております。

計画策定につきまして、図の一番上に四角の枠に決定機関を記載させていただいておりますが、一番上に市長副市長会議とありますけれども、ここが計画策定を決定する会議でございます。この会議に諮るために、部長級の会議であります保健福祉施策推進本部幹事会というものがありまして、そこから、順次、保健福祉施策推進本部局長級の会議、その次に企画調整会議を踏まえまして、市長副市長会議にて計画を決定していく流れでございます。

その前段におきまして、具体的な作業主体といたしまして、これも庁内会議でございますけれども、先ほどの保健福祉施策推進本部の下に障がい者保健福祉部会という部会がございます。これは、部長級の会議でございます。また、その部長級の下に部会の作業委員会という課長級の会議を設けておりまして、具体的な作業につきましては部長級、課長級の会議で行っていくこととなります。

また、参考までに、例えば高齢福祉に関する部会としましては、高齢者保健福祉部会というものが別にございますし、地域社会福祉分野につきましては地域福祉部会というものが別にございます。これらはすべて保健福祉施策推進本部という会議にぶらさがっているものでございます。

作業主体だけで計画を策定するというにはなりませんので、さまざまなご意見をお伺いするというので、一番下の左側にございます意見聴取といたしまして、障害者施策推進協議会がございまして、これは障害者基本法あるいは条例で設置している附属機関がございまして、また、その隣、真ん中でございまして、精神保健福祉審議会と地域自立支援協議会という機関がございまして、また、その他、政策提言サポーター制度でも広く市民から意見を聴取するというのを考えております。

今回、この計画策定会議を設置させていただきまして、いわゆる作業主体に近い位置としまして、これらの障害者施策推進協議会に諮る前段階の検討作業につきましてご意見をちょうだいできればと考えているところでございます。

計画の策定体制につきましては、以上でございます。

松川議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 なければ、この件については終了いたします。

つきまして、5番目の議題ですが、計画の構成等について、事務局からお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 資料は、A3判の資料3、あわせましてA4判のホチキスでとめてあります資料4の二つをごらんいただきたいと思います。

まず、資料4につきましては、今のところ13ページのものでございますけれども、現段階におきまして、計画の構成イメージとして今ある計画をベースに作成したものでございます。具体的には、これにいろいろ肉づけをしていきますと、お配りしております障害者保健福祉計画の冊子くらい厚くなるのかなと考えております。

この資料4を1枚の紙にまとめたものが資料3でございますので、資料の3に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、札幌市に二つの障がい福祉に関する計画があると申しましたが、障害者保健福祉計画と障がい福祉計画の二つの計画の関連性につきましてご説明したいと思っております。

まず、障害者保健福祉計画ですけれども、これは、障がい福祉サービスのみならず、教育、雇用、あるいはバリアフリーなど、障がい者施策全般について定めたいわゆる基本計画でございます。この基本計画に関連する実施計画の一つとして、最もかかわりが深いと考えられるのが障がい福祉計画でございまして、これは自立支援法に規定されます障がい福祉サービスの見込量などについて定めたものでございます。親子関係ということになるかと思うのですけれども、そういった基本計画にぶら下がる実施計画という位置づけになるかと思っております。

それでは、資料3の左上から説明をさせていただきます。

まず、障がい福祉を取り巻く現状と課題についてでございますが、計画を策定するにあたっての現状と課題ということですので、四つにまとめてみました。

まず一つ目は、ニーズの高度化・多様化でございます。現在、地域生活支援、就労支援、相談支援といったニーズが数多く寄せられているところでございまして、ニーズが高度化・多様化している現状になっています。

二つ目としまして、障がい者施策の動向ということですが、現在、国において進められております障がい者制度改革あるいは今後予定されておりますさまざまな法令の改正等がございます。そういったことも注視していかなければならないということでございます。

三つ目としまして、限られた財源、資源の有効活用ですけれども、札幌市におきましてはサービスの利用者の増加あるいはサービスの充実というものに向けまして、これは財源措置等も含めて考えていく必要があると考えております。

四つ目としまして、市民自治の推進ですけれども、これは役所のみではなく、市民の方あるいは民間の事業者、町内会、ボランティアなどと連携しまして、障がい者施策に取り組んでいく必要があるということでございます。

これらの現状や課題も踏まえまして、資料の右上に行きますけれども、改定のポイントとしまして4点にまとめさせていただきます。

まず、1点目ですが、先ほど上田委員からのご指摘もありましたが、まずは市民あるいは地域の方、これは役所も含まれますけれども、障がいに対する理解促進というものが改定のポイントとして挙げられると考えます。

また、2点目としまして、障がい福祉に関するサービスの提供基盤のより一層の充実です。

3点目といたしまして、ニーズの高いサービスへの対応です。

4点目といたしまして、事業者あるいはボランティアなど、我々は地域福祉力という言葉を使っておりますけれども、そういった地域の力を醸成していくということをポイントとして挙げさせていただいております。これらの改定のポイントを現在策定している計画の体系に盛り込む形で、新たな計画を改定、策定するというふうにしたいと考えております。

また、資料の左下の方に行きまして、計画の構成につきまして、大枠ですけれども、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、基本理念でございますけれども、「共生社会の実現」ということで、「障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」ということを掲げさせていただいております。

また、計画目的としては2点挙げさせていただきまして、市民、地域の障がいに関する理解の促進。二つ目としまして、施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援を挙げさせていただいております。

また、計画目標としましては、個人として尊重されるための地域社会への理解促進です。これは、物理的バリア、制度的なバリア、文化、情報面のバリア、意識上のバリア、こういったバリアを取り除いていくというものでございます。2点目に、市民、地域との連携と相互支援においても、さまざまな支援、サービスを身近な地域で受けられるように

するというものでございます。3点目の社会的自立の実現に向けた支援についてですが、地域に積極的に参加できるように支援をしていくものでございます。最後に4点目ですが、サービスの総合的な提供ということで、ライフステージに応じたサービスを円滑に実行し、これらを地域の事業所などと連携して取り組んでいくというものでございます。

これらの基本理念、計画目的、計画目標を実現するため、施策あるいは取り組みを計画に盛り込んでいきますけれども、盛り込むに当たりまして、八つの分野に整理して組み立てていくことを想定しております。資料3の右下に「分野」と書いてございます。この分野につきましては、国の障がい者プランに準拠した形で構成をさせていただいております。理解促進、広報とか普及啓発といった施策が考えられます。2点目としては、生活支援です。保健・医療、生活環境ということで、生活環境は住宅とか雪対策、防災対策、ということが考え得る施策になるかと思えます。また、教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニケーション、スポーツ・文化という八つの分野に整理いたしまして、各取り組みを組み立てていくことを想定しております。

また、あわせて、障がい福祉計画の部といたしまして、障害者自立支援法に基づきます障害福祉サービス、地域生活支援事業の具体的な数値目標、サービスの見込量などを計画に盛り込むことを想定しております。

計画の構成につきましては、以上でございます。

松川議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

上田委員 改定のポイントの事業者、ボランティア等の地域福祉力の醸成とありますが、醸成の意味を簡単に説明していただきたいです。それから、余り難しい言葉を使わずに、これを一般公開しても皆さんにわかるような日本語と、なるべく片仮名を使わないで、きれいな日本語を使っていただきたいと思えます。

松川議長 事務局からお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) まず、1点目の地域福祉力の醸成ですけれども、地域の福祉力をはぐくんでいくといいですか、気運などをつくりだしていくという意味でしたので、もう少し皆さんがわかる言葉に直していくことを考えたいと思えます。

上田委員 育成とは違うんですね。

事務局(西田事業計画担当係長) 育成も入ると思えます。

山内委員 私も、全く同じことを思ってきました。

上田委員 次回に、もうちょっとわかりやすく説明してください。宿題として。

事務局(西田事業計画担当係長) 検討しまして、またご相談に乗っていただきたいと思えます。また、片仮名表記につきましては、札幌市でも文書表記などのガイドラインのようなものを設けていまして、それも確認しながら、誤解のないようにわかりやすい表現のものにしたいというふうに考えております。また、もし片仮名で表記したとしても、注釈などを付けるとで、なるべくわかりやすい表記にしたいと考えておりますので、この件につきましても、ご相談をしていただければと思えます。

松川議長 よろしいでしょうか。

表現の問題について、次回の会議のときにまたご提案をいただきたいと思ひます。

札幌市の文書表記のガイドラインというのは、具体的にどういふものなのでしょう。

事務局(西田事業計画担当係長) 札幌市でいろいろ文書を出したりといふときに、片仮名だけではないのですけれども、外来語、英語表記、漢字のたぐいなどにつきて、なるべくわかりやすいものを使うといふ例示が示されて、これはだめです、こいふふうにしてくださいと、こいふようなマニュアルがございまして、それと照らし合わせながら再確認させていただきたいと思ひます。

松川議長 ほかにございまして。

なければ、表現のことについて、次回は見直しをしていただくといふことで、この件については終わりたいと思ひます。

それでは、本日の議題につきてはこれで終了いたします。

事務局から、ほかに何かありましたらお願いいたします。

事務局(天田障がい福祉課長) 障がい福祉課長の天田でございます。

最後に、情報提供といたしまして、資料6をごらんいただきたいと思ひます。

A4判の横で、11ページ物をご用意させていただきました。

12月に入りましてから、一部マスコミでは報道されておりますが、必ずしも大きな報道ではなかったかと思ひます。障害者自立支援法等の見直しにつきて、現在、国の推議会等で議論されておりますけれども、現在の障害者自立支援法につきては、見直すまでの間に地域移行を支援するといふ観点で一部法律の改正を行おうといふのが国会の動きでございました。これが、今月12月3日、臨時国会の最終日に成立いたしました、12月10日に法律として成立をしたものでございます。

今回をご用意させていただきました資料につきては、厚生労働省から配付された資料を加工いたしましてをご用意させていただいたものです。内容につきては、まだ国からは詳細な説明等がないものですから、これまで出ている情報等を踏まえまして若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

法律の名前は非常に長いので、先ほど一応読み上げさせていただきましたが、俗称つなぎ法案と言ひまして、新しい法律ができるまでの間をつなぐための法律といふ意味のようです。

1ページ目、2ページ目からまで細かく分かれておりますが、ポイントとしてはこの六つになります。

一つ目が法律の趣旨、二つ目が利用者負担の見直し、三つ目が障害者の範囲の見直し、四つ目が相談支援の充実、2ページに行きまして、五つ目が障がい児支援の強化、六つ目が地域における自立した生活のための支援の充実でございます。

この項目自体も非常に長い名前が続いておりますが、大きく六つの項目につきて、現在の法律を一部改正してスタートさせるものでございます。基本的には、24年4月にこの改正事項がスタートしますが、一部は、この法律が公布された12月10日から、または一部は24年4月を待たず、また、別途、国から期日が定められますが、先行して実施

をされるという形で、段階的に実施される予定になっています。

本日は、細かな部分についてのご説明はできませんが、この資料をごらんいただきながら、少し頭の整理をしていただければと考えております。

詳細については、3ページ以降にそれぞれからまでの項目についての内容が示されておりますので、順番にごらんいただきたいと思います。

3ページ目に、趣旨と書いてあります。この法律の改正をする目的が記載されています。ここにつきましては、今申し上げましたように、国の推進会議で検討されておりますが、この検討を踏まえて障害者保健福祉施策が見直されるとなっております。これまでの間、障がい者、障がい児の地域生活を支援するに、今の法律を一部改正して整備をするという目的ということです。

この法律の制定に当たりまして、さまざまなご意見があったかと思いますが、今回のつなぎ法案という意味合いはそういったところにあるというふうにご理解いただければと思います。

4ページ目を開いていただきたいと思います。二つ目の利用者負担の見直しでございます。

これには二つございまして、一つは利用者負担の規定の見直しです。これにつきましては、自立支援法がスタートしまして、原則、障がい福祉サービス、それから補装具費、それから自立支援医療を利用する際には、原則1割のご負担をしていただきます。ただし、負担能力に応じたさまざまな軽減が実施されています。しかしながら、法律に規定がある1割負担についてはさまざまなご意見もあり、これにつきましては、法律の中で負担能力に応じた負担、いわゆる応能負担という言い方がありますが、それが原則であるということをはっきりさせるということです。実際は、現在、市町村民税が非課税となっている方につきましては利用者負担が無料となっており、実際に全体の経費の中で利用者負担の割合は0.37%、1%に満たないぐらいの率になってございます。そういう面では、負担能力を十分考慮した基準になっておりますが、法律上もそこをはっきりさせる目的です。

二つ目は、利用者負担の合算と書いてあります。これは、ホームヘルプ、それから施設利用などの障がい福祉サービスのほかに補装具ですね。これは、義肢、装具、車いす、補聴器などが当たります。この補装具につきましても、利用者負担の軽減はしておりますけれども、同時に利用した場合は別々に負担がかかることになっております。これをあわせて負担を軽減しようという内容です。

この二つにつきましては、これから実施時期が定まるということになっております。私の見込みといたしましては、23年の10月または24年1月、二つの考え方があのかなと思っておりますが、23年度中には実施をされることになりまますので、国の予算が24日、あさってに発表になります。このときに、この期日が決まるだろうと思っております。今の段階で言えば、24年4月よりも前に実施をされることだけがわかっております。合算をどのようにするかについては、これからの議論になるかと思っております。

5 ページ目を開いていただきたいと思ひます。三つ目の障がい者の範囲の見直しです。これにつきましては、法律が施行されました12月10日から既に実施されることになっておりますが、この中では、障がい者の範囲につきましては、現在の法律の中に明確になっていないものとして、発達障がい者がございます。これは、医学的には精神障がいという範疇で現在の自立支援法の対象になっておりますけれども、これが非常にわかりづらいということから、この発達障がい者につきましては、発達障がい支援法という法律があるので、それをもとにして、自立支援法に該当するのだということを法律の中にはっきりさせるということです。

6 ページ目を開いていただきたいと思ひます。相談支援の充実です。これについては、項目が二つございます。一つ目は、相談支援体制の強化とあります。これは、障がいのある方も、地域生活を進めるに当たって相談支援は非常に重要である。しかしながら、市町村ごとの取り組みに非常にばらつきがあると。もう一つは、自立支援協議会につきましても、地域の支援体制づくりが非常に重要であると考へておりますけれども、法律上の位置づけが非常にわかりづらいということです。そういったことから、この相談支援体制については、今回の法律を改正することにより、その位置づけをはっきりさせるということとあわせて、体制を強化するという内容が示されました。

この内容としましては、重要な部分については下に線が引かれておりますが、相談支援体制については、基幹相談支援センターを市町村に設置するとなっております。もう一つは、自立支援協議会について、これは法律の中に根拠の規定を設けるというふうになっております。

もう一つ矢印がありまして、地域移行や地域定着についての相談支援の充実とあります。地域移行支援、地域定着支援ですが、地域移行支援は、施設の長期入所者または精神科病院の長期入院の患者の方々が、施設を退所または病院を退院して地域で暮らすのを支援していこうということです。地域定着支援は、退院後または退所後、再度入院しないように、または再度入所することがないように、引き続き地域での暮らしを支援していこうという内容です。

この二つについて、個別給付化しようということになっております。この個別給付化という言葉が非常にわかりづらいと思ひますが、新しい障がい福祉サービスとして位置づけしていくこととなります。

相談支援の充実の二つ目ですが、支給決定プロセスの見直しとあります。これにつきましては、福祉サービス、ホームヘルプ、またはその日中活動サービス、グループホーム、ケアホームなどを利用する場合には、市町村、私どもは区役所になりますが、申請の手続きをしていただきまして、支給決定をいたします。その後、一部、相談支援事業所にお願ひをして、サービスを利用するための計画を作成していただくということがあります。これは、決定の後の作業になりますが、今回の見直しに当たりましては、支給決定の前にサービスを利用するための計画の案をつくっていただき、それを参考にして支給決定をしようという内容です。もう一つは、サービス利用計画作成費というサービスメニューが

ありますが、現在、その対象者は非常に限定されておりまして、全国でもこの利用者が2,700人弱という状況になっておりますけれども、この対象者を大幅に広げるようにという内容になっています。

この二つにつきましては、基本的には24年4月にスタートすることになっております。自立支援協議会については、先行実施ということになります。具体的な内容については、今後示されてくるかなと考えています。

7ページ目です。障がい児支援の強化につきましては、大きく三つございます。一つ目が、児童福祉法を基本とした身近な支援の充実とあります。これは、障がい児支援につきましては、児童福祉法に規定しております入所施設、通院施設、そのほか児童デイサービス、ホームヘルパーなどについては、児童福祉法ではなくて障害者自立支援法に規定するサービスとなっています。これらにつきましては、障がいを持つお子さんが身近な地域でサービスが受けられるようにということから、児童福祉法の中にその根拠を設けようという整理をするという内容です。さらに、入所施設、通所施設というふうに二つに分かれておりますが、これにつきましては、施設の関係を見直します。その上で、入所施設については、引き続き都道府県または政令指定都市が行います。通所施設の利用については、児童デイサービスなどを含めて市町村がこれから実施主体となっていくという形で、どこにこの申請手続を行うか、だれが負担をするかということになりますが、この整理を行うということです。二つ目は、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を創設するものです。放課後等デイサービスについては、放課後や夏休み等における居場所がなかなか確保できていないという現状がございます。そういったことから、小学生以上の児童について、その支援を充実させるために放課後等デイサービスというサービス体系を新たに作る。利用年齢については、18歳までということではなくて、20歳に達するまで利用できるように要件を設けるということになっています。もう一つは、保育所等に通っておられる障がいのあるお子さんについて、集団生活への適応のための支援を行うということから、保育所等に専門職員が訪問をして支援をする保育所等訪問支援を新たに作るということになっています。この放課後等デイサービス、保育所等訪問支援という新しい名前が出てきましたが、これにつきましては、個別給付としてサービスメニューに追加されることになります。

8ページ目ですが、在園期間の延長措置の見直しとあります。これにつきましては、まず、児童福祉法で規定しております児童は18歳未満が対象となります。18歳以上は、いわゆる大人の法律の適用となっております。しかしながら、実際は重症心身障がい児施設については、18歳を超えて入所しておられる方がかなりの数いらっしゃいます。または、18歳前から待機をされていて、18歳以降になって初めて重症心身障がい児施設に入所をされる方がいらっしゃいます。こういった方々の対応をどうするかという検討の内容でございます。基本的には、18歳を過ぎて新しく重症心身障がい児施設等を利用する場合については、現在の法律は児童福祉法の適用ですが、これは大人の法律、障害者自立支援法で対応しようという内容になっています。ただし、その場合に

は、実際に入所しておられる方が退所させられることがないように、その支援がきちんと継続するように十分注意をするという内容の規定も設けられるとなっています。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。地域における自立した生活のための支援の充実とあります。これは、大きく分けますと二つございます。一つは、グループホーム、ケアホームの利用の際の助成の創設とあります。これは、グループホーム、ケアホームに入居される方の費用の中で、現在は入居費用、いわゆる家賃ですが、現在はそれぞれの利用者のご負担となっています。これにつきまして、一部、助成を行うというものです。二つ目が、重度の視覚障がいのある方の移動支援の個別給付化とあります。現在、視覚障がいのある方にかかる外出の支援は、地域生活支援事業の中の移動支援事業で実施をしています。視覚障がいの方の地域の暮らしを支援するという考えからいわゆるガイドヘルプになりますが、これを自立支援給付の対象とするという規定です。これは、同行支援という名前でサービスメニューが追加される予定になっています。この二つにつきましては、24年4月ではなくて、先行実施という予定になっています。23年度中にはスタートすることになります。

その他、いくつか関連する見直しが行われます。10ページ目、11ページ目をごらんいただきたいと思います。

10ページ目の(2)をごらんいただきたいと思います。成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げとあります。これは、平成12年に介護保険制度がスタートいたしました。また、平成15年に障がい者の自立支援法、支援費制度がスタートいたしました。それまで、施設の入所等については役所の措置という形を取っておりましたが、現在は利用者と事業者との間の契約の制度になっております。しかしながら、障がい程度の重い方、これは高齢者の場合もいらっしゃいますが、これについては、ご本人の契約の能力が十分発揮できない場合がございます。そういった場合については、現在は成年後見制度というもので法律行為を代理するという制度がございます。さらに、低所得の方で、そういった費用が負担できない方については、市町村が利用支援事業として助成をしています。しかしながら、この事業を実施していない市町村があるということから、すべての市町村で事業を実施するようにという形で格上げをすることになっています。

それから、(3)デイサービスに係る利用年齢の特例とあります。これは、児童デイサービス、児童ですから18歳未満が対象となっているサービスです。高校3年生になりますと、17歳から18歳のちょうど変わり目です。そうすると、これは一つの例になりますが、高校3年生になると途中から利用ができなくなってしまうことになることから、この児童デイサービスについては、原則18歳未満、お子さんを対象としますけれども、20歳になるまでは利用ができるような、特例の規定を設けようという内容になっています。

(4)ですが、事業者の業務管理体制の整備とあります。これは、サービスを提供しておられます障がい福祉サービスの事業所、これは、入所施設もありますし、日中活動サービスもございます。その事業所の運営を適正に実施をしていただくためのさまざまな

規定の整備をしようという内容になっています。

11ページが資料としては最後のページとなります。(5)精神障がい者の地域生活をささげる精神科救急医療の整備とあります。それから、(6)は、検討としまして、難病患者の方々に対する支援、それから障がい者全般にかかわる移動支援の充実をどうしていくかということが今後の課題となります。先ほど、障がい者の範囲の見直しをというところで申し上げました。基本的には、今回の法律の見直しで、範囲が拡大されるのではなくて、現在も対象となっています発達障がい者の方々についてこの法律の対象となることを明らかにしていくということでしたが、難病患者を含めたいわゆる障がいの谷間と言われる問題が残っています。もう一つは、ガイドヘルプです。今回は、視覚障がい者の方について、障がい福祉サービスの中にサービスメニューを追加する、一つのサービスとしてつくることになりますが、その他の障がいのある方々の移動支援については、引き続き地域生活支援事業ということになります。これらの残された課題についても引き続き検討していくという内容になっています。

非常に膨大な内容ですが、その一部を簡単にご紹介させていただきました。本日のご説明でも最初に申し上げましたように、内容については、まだ国から示されていないということもございまして、今後、その内容が段階的に示されるだろうと思っています。当事者の方々、それから事業者の方々につきましては、今後さまざまな研修会等で札幌市としても情報の提供をしていきたいと思っております。また、これから作業がスタートいたします障害者保健福祉計画、障がい福祉計画の策定に当たりまして、新しいサービスの体系がふえます。また、障がい児の施設については、体系の見直しが行われるということもございまして、少なからず影響があるだろうと思っております。

本日の段階では、課題として申し上げますが、今後の計画を見直す作業の中で、随時、各委員の皆様にも情報提供させていただきながら、ご議論をしていただきたいと思いますと思っております。

非常に時間を費やして恐縮ですが、私からは以上です。

松川議長 ありがとうございます。

情報提供ということでありましたけれども、せっかくの機会ですので、ご質問等があれば受けたいと思います。随時、必要に応じて情報提供していただけるということですので、よろしくお願ひします。

それでは、各委員の方から、ここで何かご発言等をしたいということであればお受けしたいと思いますが、何かありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

## 6. 閉会

事務局(天田障がい福祉課長) 松川議長、どうもありがとうございました。

各委員の皆様には、本当にお忙しい中、ご議論をいただきまして、ありがとうございました。

今年度中にはもう一回会議を開催させていただきたいと思っております。あらかじめ内容を整理いたしまして早目にお伝えをしたいと思います。日程の調整につきましても、できるだけ早目にご連絡を差し上げて、たくさんの方にご参加いただけるようにしたいと考えております。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上